

平成29年11月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日(金) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定)

議案第7号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)

議案第8号 農業委員会委員の辞任について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(20名)

1番 草場 學	2番 後藤 感二
3番 中村 洋子	4番 平山 政之
5番 重松 淳一	6番 山田 武二
7番 坂田 俊博(欠席)	8番 高松 昭夫
9番 能塚 美鶴	10番 田中 浩
11番 熊手 久雄	12番 寺崎 昇
13番 井手 博幸	14番 白水 隆資(欠席)
(15番 欠 員)	16番 武下 博俊
17番 藤井 豊志	18番 寺崎 廣喜
19番 永利 昇	20番 柳 文子
21番 永利 春雄	22番 草場 小夜子
23番 久光 悟	

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 一言ごあいさつ申し上げます。早いもので11月となり今年もあと二月となりました。朝晩もずいぶん寒くなり間もなく冬を迎えようとしております。

農作業につきましても今後大豆の収穫そして麦の播種など、まだまだ忙しい時期が続きます。農業委員さんにおかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は議案8件、報告事項1件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は20名で委員定足数に達しております。なお坂田委員、白水委員より欠席届が出ています。よって、平成29年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願い致します。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、18番 寺崎 廣喜 委員、19番 永利 昇 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について2件 を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は小郡及び福童地内の田7筆です。共有持ち分を移転するために売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に、番号2は小板井地内の農地11筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は干潟地内の田1筆の一部です。太陽光発電設備の支柱等設置の一時転用のために申請があったものです。

(図面で場所等の説明)

当該農地は農振農用地に該当しますが、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設で3年間の一時転用の場合は例外規定に該当し、3年前に一時転用の許可を受け、太陽光発電施設を設置しております。今回の申請は、転用を継続するため、再度3年間の一時転用を行うものです。

また、今回の許可基準であります作物の収量についても問題ないものと思われま。

なお、先月開催しました立石地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査し、作物の収量については農業委員会が確認を行うという条件で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○委員 作物の収量の県への報告はどのようになっているのですか。

○事務局 議案資料集の7ページをご覧ください。平成27年2月の収量報告は工事期間中であるため0%、平成28年2月は63.8%、平成29年2月は93.9%と平均的な収量の8割を満たしております。

○委員 干潟地区では、1反あたり9俵は取れないと思う。せいぜい8俵ぐらいでしょう。

○事務局 今回の許可申請の中で県との協議が行われると思います。

○委員 栽培はきちんと行われており、毎年米はできているので問題ないと思う。

○議長 それでは議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件ご説明します。番号1から5ページの番号2は正尻川改修工事のための工事用仮設道路として一時転用するものです。

(図面で場所の説明)

今回の申請は、工区工事毎に施工業者が変わるための事業計画変更申請であります。

なお、番号1と番号2は先月開催しました地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、13件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1から7ページの番号6は正尻川改修工事のための工事用仮設道路として一時転用するものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、線路の西側が駅から300mの区域内にあるため第3種農地に該当し原則転用できます。線路の東側は農振農用地ですが、平成30年3月31日までの3年以内の一時転用は例外規定に該当しますので、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。次に8ページの番号7から10ページの番号10は物流倉庫建設のため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、甘木鉄道の小郡駅から1kmの円内の部分については、第2種農地となります。通常の500mを最大1kmまで伸ばせる条件として1kmの円内の宅地化率が40%を下回らないという基準を満たしております。また、それ以外の部分は第1種農地となりますが、特別積合わせ貨物運送事業の用に供する施設であり土地収用法に該当する公益性が高い事業であり例外規定に該当しますので立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。次に、10ページの番号11から11ページの番号13は工場の拡張

のために申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、市街地に近接する区域内で、その規模が概ね10ha未満である部分は第2種農地となり、それ以外の部分は第1種農地ですが、既存施設の拡張という例外規定に該当しますので立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われまます。

なお、番号1から番号13は先月開催しました地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転7件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをお願いします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は光行地区内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(価格、場所の説明)

番号2は下西鯨坂地区内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(価格、場所の説明)

番号3は小板井地区内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業

振興推進機構へ売買されるものです。

(価格、場所の説明)

13ページの番号4は小坂井及び稲吉地区内の田2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(価格、場所の説明)

番号5及び番号6は下西鯨坂地区内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(価格、場所の説明)

14ページの番号7は古飯地区内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたが、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転7件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について 提案理由の説明を致します。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回9月に受付しました利用権設定につきましては、更新60件 新規55件 合計115件の申請を受理いたしております。なお、公告は11月15日付と致しております。

いずれも、別冊のとおりでございますので説明は割愛させていただきます。

なお、全件それぞれ担当の農業委員さんに確認いただき地区会議に於いても承認頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第3分科会で承認する の意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第6号は原案通り承認いたします。

○議長 つぎに議案第7号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 2件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の15ページをお願いします。議案第7号小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。

番号1は三沢地内で農振農用地区内の田1筆です。分家住宅建築のため小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、農振除外後においては第1種農地に該当しますが、西鉄三沢駅から500メートル以内ですので第2種農地に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま。

次に番号2は福童地内で農振農用地区内の田1筆です。分家住宅建築のため小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、農振除外後においては第1種農地に該当しますが、西鉄端間駅から300メートル以内ですので第3種農地に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

- 議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたが、第3分科会長よりご報告をお願いします。
- 第3分科会長 ご報告いたします。議案第7号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 事務局からの説明を受け、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願
- 議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をおねがいします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案通り承認し市に報告いたします。
- 議長 つぎに議案第8号 農業委員会委員の辞任について 1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案書の16ページをお願いします。議案第8号 農業委員会委員の辞任について ご説明いたします。

本案につきましては、議席番号7番 坂田俊博より、一身上の都合により農業委員を辞任したい旨の申出がございましたので、旧農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を得たくご提案いたしましたものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 それでは、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 ないようでございますので、委員の皆さんにおはかりいたします。議席番号 7番 坂田 俊博 委員の辞任について、同意される方は挙手をお願いします。

(挙手)

○議長 挙手多数につき 坂田 俊博 委員の辞任については、農業委員会総会において同意されました。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の17ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1は売買するための解約です。

次に、番号2は、借手の変更による解約です。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項1件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして11月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年11月10日(金) 午後 2時55分閉会

小郡市農業委員会

署 名 委 員 18番 (印)

署 名 委 員 19番 (印)